

議第 82 号

下呂市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例  
について

下呂市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

保育所や認定こども園を利用できていない子どもが、認可外保育施設等を利用した場合に、無償化の給付を受けるための保育の必要性の認定に関する基準について規定するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

下呂市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年下呂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条及び第30条の5の規定による認定（以下「保育の必要性の認定」という。）に関し、必要な基準を定めるものとする。</p> <p>（保育の必要性の事由）</p> <p>第3条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第1項第2号若しくは第3号又は第30条の4第2号若しくは第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条の5第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定による認定（以下「保育の必要性の認定」という。）に関し、必要な基準を定めるものとする。</p> <p>（保育の必要性の事由）</p> <p>第3条 小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する 条例要綱

## 1. 改正理由

「こども・子育て支援法」の改正により、保育所やこども園を利用できていない子どもが、認可外保育施設等を利用した場合に、無償化の給付を受けるための保育の必要性の認定に関する基準について当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 子ども・子育て支援法の改正により改正します。

(第1条、第3条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)